

## 地方独立行政法人大阪市博物館機構のあらまし

### <目的>

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、博物館及び美術館(以下「博物館等」という。)を設置して、歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する資料等を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、当該資料等に関する調査研究及び普及活動を通じて、市民の文化と教養の向上を図るとともに、学術の発展に寄与することを目的とする。(定款第1条)

### <設立>

- ・法人の設立団体は、大阪市とする。(定款第3条)
- ・法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。(定款第5条)

### <業務の範囲>

法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。(定款16条第1項)

1. 博物館等を設置すること
2. 歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料、その他の資料(以下「博物館等資料」という。)を収集し、保管して公衆の観覧に供すること
3. 博物館等資料に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること
4. 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧に関する調査研究を行うこと
5. 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びに前号の調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと
6. 市民の生涯学習の機会を提供すること
7. 博物館等資料を貸し出し、及び交換すること
8. 他の博物館等、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協働すること
9. 第1号の博物館等の運営に関する調査研究及び評価等を行うこと
10. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと